

消費税「インボイス制度」について 個別相談会のご案内

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、税務署へ登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

この制度について、税理士による個別相談会を実施いたします。相談を希望の方は、申込書に必要事項を記入の上、お申込みください。

※令和3年10月1日から登録申請書の提出が可能となっています。

日時

令和4年1月19日(水)、1月20日(木)

各日/13:00 ~ 17:00

事前予約制
相談無料

相談時間は1事業所1時間まで

場所

伊勢商工会議所 3階 相談ルーム

講師

東海税理士会伊勢支部所属 **藤井 太郎** 氏
(税理士)

感染防止対策のお願い

- ◆必ずマスクを着用してください。講師もマスク着用にて対応いたします。
- ◆咳や熱などの風邪の症状がある場合は、参加をご遠慮ください。
- ◆相談会当日は、検温(非接触型)及び手指のアルコール消毒にご協力ください。

問合せ先

伊勢商工会議所 経営支援課 TEL:0596-25-5155

個別相談会 参加申込書

《FAX:0596-23-1151》

事業所名			業種			TEL		
ご相談者名			所在地	伊勢市		FAX		
第1希望日	月	日	時	第2希望日	月	日	時	

※事前予約制となります。1月14日(金)までにお申し込みください。相談希望者が多数の場合、税理士非関与の事業所を優先させていただきます。

※ご記入いただいた個人情報等は、本相談会目的のみに使用いたします。